

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話・スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、拍手をすることはできません。
- 6 はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 7 銃刀類その他危険なもの、プラカードその他審議の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 8 会議の審議事項に非公開とする事項がある場合においては、当該非公開とする事項の審議にかかる部分については、退場していただきます。
- 9 その他、会長及び神奈川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退出を命じる場合があります。